

扶桑町議会議案第 5 6 号

扶桑町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

扶桑町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるので提案します。

扶桑町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

扶桑町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和
7年扶桑町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準
用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学
校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等
のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する
児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童
対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対
象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続
性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係
る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他
の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

扶桑町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正新旧対照表

新	旧
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者</u> <u>は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項におい</u> <u>て準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第</u> <u>4 項の規定に基づき、児童対象性暴</u> <u>力等（学校設置者等及び民間教育保</u> <u>育等事業者による児童対象性暴力等</u> <u>の防止等のための措置に関する法律</u> <u>(令和 6 年法律第 6 9 号) 第 2 条第</u> <u>2 項に規定する児童対象性暴力等を</u> <u>いう。以下この条において同じ。)</u> <u>を防止し、及び児童対象性暴力等が</u> <u>行われた場合に利用乳幼児を適切に</u> <u>保護するため、児童等対象業務従事</u> <u>者（利用乳幼児と接する業務に従事</u> <u>する者のうち、支配性、継続性及び</u> <u>閉鎖性のある環境の下で当該利用乳</u> <u>幼児に接するものをいう。)</u>に係る <u>犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に</u> <u>規定する犯罪事実確認をいう。)</u> そ <u>の他の必要な措置を講じなければな</u> <u>らない。</u>	